

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生であった者（修学資金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の看護職員養成施設又は大学院の修士課程若しくは博士課程（これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。以下同じ。）に在学しているとき。</p> <p>(3) 看護職員養成施設に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（エに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。）<u>又は看護教員（看護職員養成施設において看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。）の業務に従事しているとき。</u></p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>看護職員養成施設</u></p> <p>(4) 大学院の修士課程に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（エに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。）<u>又は看護教員の業務に従事しているとき。</u></p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>看護職員養成施設</u></p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 知事は、奨学生であった者（奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p>	<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生であった者（修学資金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の看護職員養成施設に<u>入学し、又は大学院の修士課程若しくは博士課程（これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。以下同じ。）に進学し、当該看護職員養成施設又は大学院の修士課程若しくは博士課程に在学しているとき。</u></p> <p>(3) 看護職員養成施設に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（エに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。）に従事しているとき。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(4) 大学院の修士課程に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（エに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。）に従事しているとき。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 知事は、奨学生であった者（奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取大学の大学院の修士課程若しくは博士課程又は鳥取県立倉吉総合看護専門学校助産学科に在学しているとき。</p> <p>(3) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師等免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに、県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員（病院又は診療所において定める助産師又は看護師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する助産師又は看護師をいう。第16条第1項において同じ。）又は常勤の看護教員の業務に従事しているとき。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取大学の大学院の修士課程又は博士課程に進学し、これらの課程に在学しているとき。</p> <p>(3) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師等免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに、県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員（病院又は診療所において定める助産師又は看護師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する助産師又は看護師をいう。第16条第1項において同じ。）又は常勤の看護教員（看護職員養成施設に常勤職員として採用された者で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをいう。第16条第1項において同じ。）の業務に従事しているとき。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。